

厚生労働省への臍帯血プライベートバンク業務内容等に係る届出について

契約者各位

アイル臍帯血ファミリーバンクをご利用いただき誠に有難うございます。

弊社は厚生労働省が通知しております「臍帯血プライベートバンク業務内容等に係る届出及び報告に係る実施要領」に基づき、届出を提出し受理されました。届出済の事業者として、平成 29 年 10 月 31 日付で厚生労働省のホームページにも掲載されております。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html)

併せて、厚生労働省より公衆衛生上の観点及び契約者保護の観点から、契約者に対して業務に関する適正な情報を提供するよう求められております。つきましては以下の書類について弊社ホームページでも公開しております。

- ・ 弊社の臍帯血の保管等に関する事業の届出書類
- ・ 臍帯血の引渡し実績等に関する報告
- ・ 契約書等
- ・ 契約終了時の意思確認書類

平成 29 年 11 月 1 日
アイル臍帯血ファミリーバンク